

平成23年10月12日
関東経済産業局
関東東北産業保安監督部

ガス事業法違反に対する嚴重注意について

関東経済産業局及び関東東北産業保安監督部は、群馬燃料株式会社及び太田ガス事業協同組合に対し現地確認調査等を行い、両者がガス事業法に基づく事業の許可を受けずに、LPガスを導管により70戸以上に供給している事実を確認しました。

このため、本日（10月12日）、両者に対し嚴重注意を行うとともに、速やかに是正措置を講じ、再発防止策を策定し報告するよう指示しました。

1. 経緯

(1) 関東経済産業局は、群馬燃料株式会社及び太田ガス事業協同組合が群馬県太田市において、ガス事業法の許可を受けずにLPガスを導管により各70戸以上へ供給しているとの情報を受けた。

(2) このため、関東経済産業局及び関東東北産業保安監督部は両者に対して平成23年9月2日に現地確認調査を実施し、その結果、ガス事業法第37条の2に基づく事業の許可を受けずにガスを供給している事実を確認した。

2. ガス事業法第37条の2に基づく許可を受けずにガスを供給している事実が確認された地域

- (1) 「群馬燃料株式会社」 群馬県太田市東長岡町、東今泉町
(2) 「太田ガス事業協同組合」 群馬県太田市鶴生田町、粕川町

3. 両者に対する指示

関東経済産業局及び関東東北産業保安監督部は、本日（10月12日）、両者に対し文書により嚴重注意を行うとともに、速やかに是正措置を講じ、再発防止策について報告するよう指示した。

(本発表資料のお問い合わせ先)

関東経済産業局

資源エネルギー環境部 ガス事業課

担当者：関根、篠原

電話：048-600-0414（直通）

(参 考)

群馬燃料株式会社の概要

代表者 代表取締役社長 大塩 孝三
本 社 群馬県太田市新島町 9 6 3
簡易ガス事業 許可地点群及び許可地点数
3 地点群 2 4 2 地点 (平成 23 年 9 月現在)

太田ガス事業協同組合の概要

代表者 代表理事 大塩 孝
事務所 群馬県太田市新島町 9 6 3
簡易ガス事業 許可地点群及び許可地点数
1 5 地点群 4, 9 5 4 地点 (平成 23 年 9 月現在)

ガス事業法第 2 条 3 項

この法律において「簡易ガス事業」とは、一般の需要に応じ、政令で定める簡易なガス発生設備（以下「特定ガス発生設備」という。）においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業であって、一の団地内におけるガスの供給地点の数が 7 0 以上のものをいう。

ガス事業法第 3 7 条の 2

簡易ガス事業を営もうとする者は、供給地点群ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。